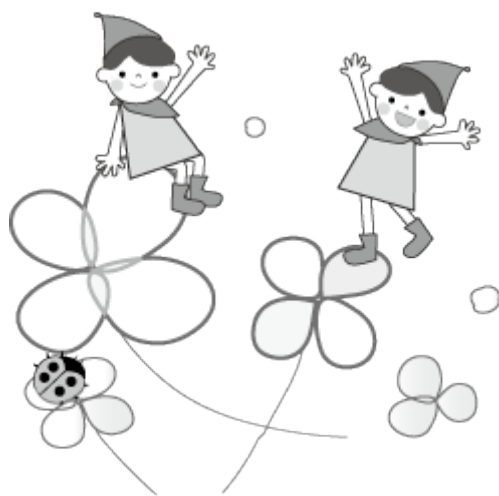


いしかわ男女共同参画プラン

(平成26年度改定)

ともに認め合い、支え合う社会へ



平成27年2月

石川町

はじめに

ともに認め合い、支え合う社会へ



男女共同参画社会の実現は、平成 11 年、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため制定された男女共同参画社会基本法に基づき、国、県において、男女共同参画プランを策定し、各種施策が進められました。

石川町においては、家庭、学校、地域社会などあらゆるところで、個人の尊重と男女平等の視点に立った意識の啓発・学習を進めるとともに、女性の社会参加を促進する環境づくりにより、女性の地位向上と男女共同参画社会の実現のために、平成 16 年 3 月、「いしかわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 25 年度までの 10 年間、様々な施策を実施してきました。

この間、石川町を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少、産業構造・就労形態の変化、生活様式の多様化など急激に変化し、それらに対する適切な施策が求められています。さらに、東日本大震災とその後の原子力災害からの復興に向けた活動や災害時の被災者支援の対応が必要となりました。

国においては、平成 22 年 12 月、男性女性すべての個人が、喜びも責任も分かち合い、その能力・個性を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして第 3 次男女共同参画基本計画を策定しました。福島県では、全ての県民が個人として尊重され、性別にかかわらず、自己の能力を自らの意思に基づいて発揮することができ、あらゆる分野とともに参画し、責任を担う社会を目指して、平成 24 年度に「ふくしま男女共同参画プラン」を改定し、平成 25 年度から計画を推進しています。

このような状況を踏まえ、石川町は、これまでの男女共同参画プランの成果を検証、アンケート調査を実施するとともに、町民の意見・要望をより具体的に把握するため、住民ワークショップを開催、現状と課題を整理し、新たな「いしかわ男女共同参画プラン（平成 26 年度改定） ともに認め合い、支え合う社会へ 」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、前期 5 年間は、意識改革を中心に実施、それを検証、実施方法の見直しを行い、後期 5 年間は、積極的に事業を推進し、石川町の新たな男女共同参画社会の実現のため取り組みを進めて参ります。そのためには、町民（家庭・地域）、事業者及び行政が連携を取り合い推進していくことが重要となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

最後に、計画策定にあたり、貴重なご意見を頂きました「石川町男女共同参画プラン策定委員会」の委員の皆様をはじめ、ワークショップ及びアンケート調査にご協力を頂きました皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 2 月

石川町長 加 納 武 夫

目 次

第1章 プランの基本的な考え方	1
1 改定の趣旨	2
2 プランの性格と位置づけ	4
3 計画期間	4
第2章 石川町の現状	5
1 町民アンケートより	6
2 石川町男女共同参画ワークショップでの意向調査	20
第3章 プランの内容	29
1 基本理念	30
2 プランの体系と具体的内容	31
基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革	32
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進	35
基本目標Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進	40

第4章 資料編 4 3

- 1 男女共同参画に関するアンケート結果 4 4
- 2 石川町男女共同参画推進条例 4 7
- 3 石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則 5 1
- 4 石川町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿 5 4
- 5 男女共同参画社会基本法 5 5
- 6 男女共同参画の国内外の動き 5 9
- 7 用語解説 6 2

第1章

プランの基本的な考え方

- 1 改定の趣旨
- 2 プランの性格と位置づけ
- 3 計画期間

第1章 プランの基本的な考え方

1. 改定の趣旨

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、国は、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けました。

平成12年には同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな男女共同参画社会の形成を期することとしました。

石川町では平成13年3月策定の「石川町第4次総合計画 - キララ21プラン -」で男女共同参画推進のために「町民意識の啓発」「社会環境の整備」「男女共同参画プランの策定」を掲げ、平成16年3月に「石川町男女共同参画推進条例」を制定し、同年4月から「いしかわ男女共同参画プラン」による施策を推進してまいりました。

しかしながら、家庭や職場、地域社会などでは、性別による役割を固定的に捉える意識や、これに基づく慣習やしきたりは依然として根強く、男女共同参画社会の実現に向けては、多くの課題が残されていると考えられます。

このような状況を踏まえ、男性、女性にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会の実現を目指し、既存の課題や社会の変化に対応した「いしかわ男女共同参画プラン（平成26年度改定）」を策定します。

男女共同参画社会って何だろう？

家庭では

男性も女性も一人ひとりが家族の一員として、仕事と生活のバランスを取りながら、家事を積極的に協力し合い、暮らしています。



職場では

女性の参画が進み、働きやすい環境の中、男女が共に能力を最大限に発揮し働いています。



地域では

性別による社会通念や慣習が見直され、男女が共に力を合わせ、地域の一員として活躍しています。



学校では

子どもたち一人ひとりがお互いの個性を尊重し、多様な能力を伸ばす教育が行われています。

男女共同参画社会とは

ともに認め合い、支え合う社会

2. プランの性格と位置づけ

このプランは、石川町の男女共同参画社会を実現するため、町民の皆さんの理解と協力により、取り組むものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「第3次男女共同参画基本計画」「ふくしま男女共同参画プラン（平成24年度改定）」を踏まえ、「石川町男女共同参画推進条例」の「基本計画」、「石川町第5次総合計画・後期基本計画」の「個別計画」とします。

3. 計画期間

このプランの計画期間は平成27年度～平成36年度の10年間とし、平成31年度に前期5年間の推進状況を検証し、後期5年間の取り組みについてプランの見直しを図ります。

前期5年間は主に意識改革を重点に推進します。

第2章

石川町の現状

- 1 町民アンケートより
- 2 石川町男女共同参画ワークショップでの意向調査

1. 町民アンケートより

10年前の調査と比較して町民意識がどのくらい変化したか把握するため、アンケートを実施しました。

調査の結果は以下のとおりです。

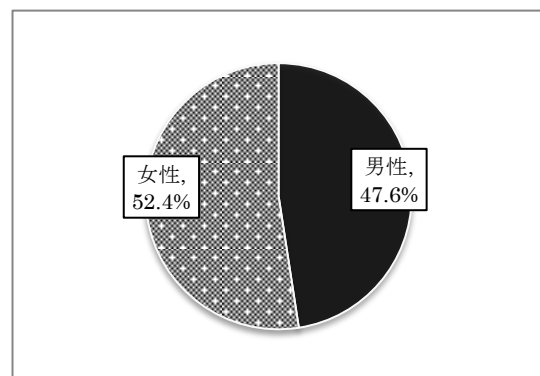
問01 あなたの性別はどちらですか。

町内の20歳以上の男女600人対象

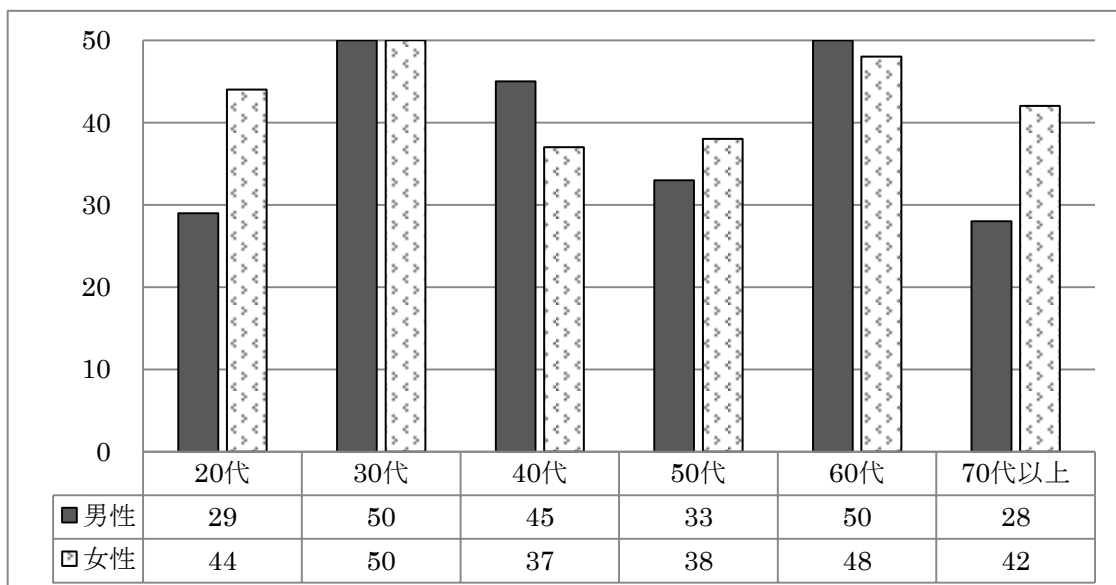
男性235人（回収率78.3%）

女性259人（回収率86.3%）

総数494人（回収率82.3%）

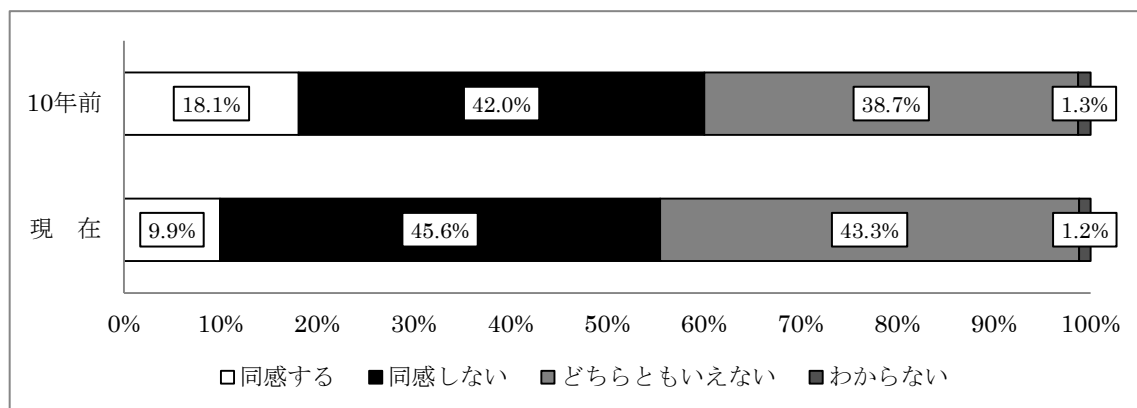


問02 あなたの年代をうかがいます。（年代別回収数）



「男は仕事、女は家庭」という考え方について

問 03 あなたの考え方をうかがいます。



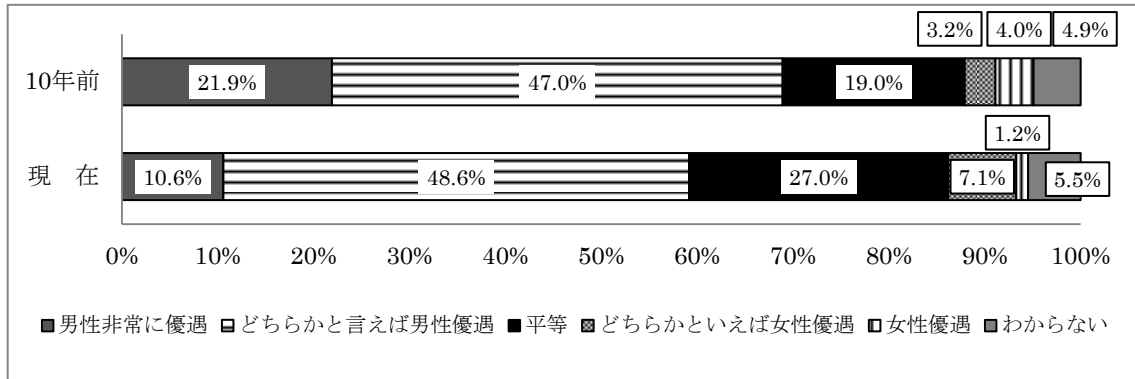
「男は仕事、女は家庭」という考え方についての質問に「同意する」と答えた人は9.9%で10年前と比べると8.2ポイント減少。

「同意しない」と答えた人は45.6%で10年前と比べると3.6ポイント増加した。

「同意しない」はわずかな増加だが、「同意する」は約半分に減少している。

各分野の平等感について

問 04(1) 男女の地位は平等だと思いますか。(家庭生活)

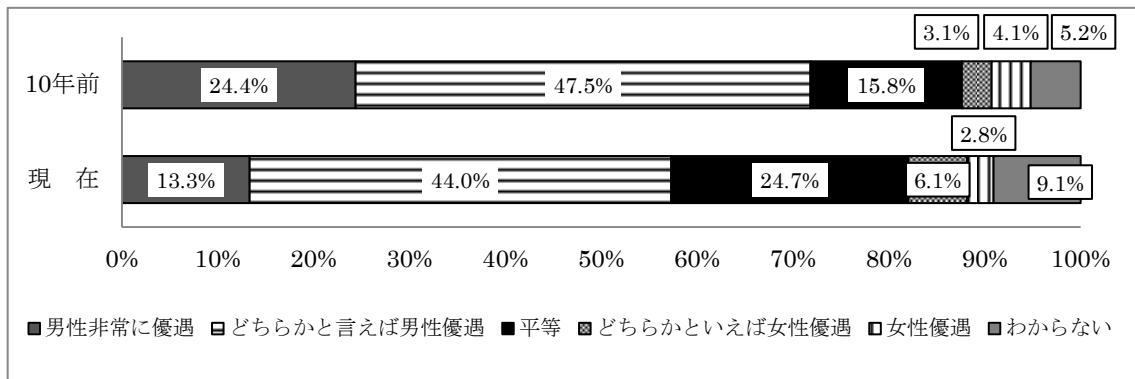


家庭生活における平等感については、「男性が非常に優遇されている」の回答率が21.9%から10.6%に減少したが、「どちらかと言えば男性が優遇されている」の回答率はわずかに増えた。

「平等」と答えた人は19.0%から27.0%になり、8ポイント増加した。

女性優遇率（どちらかといえば女性優遇、女性優遇）は7.2%から8.3%にわずかに増えた。
【平等感は↑】

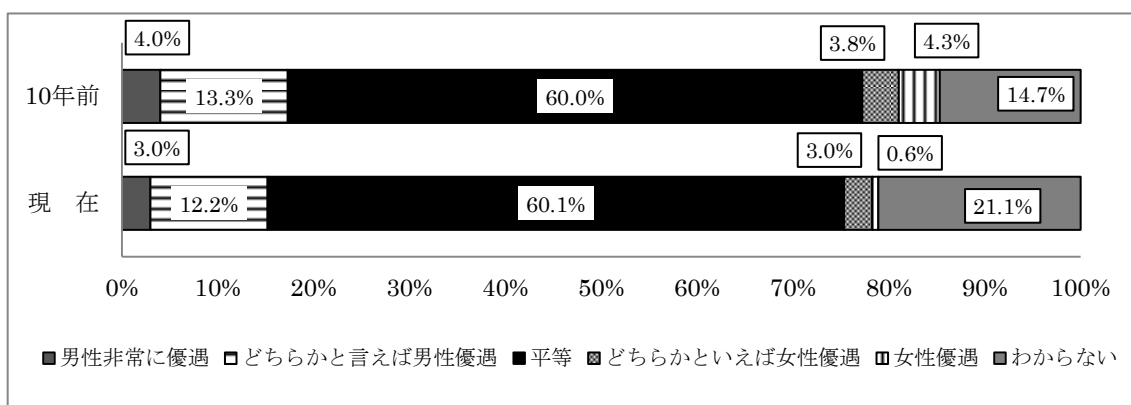
問 04(2) 男女の地位は平等だと思いますか。(職場)



職場における平等感については、男性優遇率（男性が非常に優遇されている、どちらかと言えば男性優遇）は71.9%から57.3%に大きく減少し、「平等」と答えた人は15.8%から24.7%になり8.9ポイント増加した。

女性優遇率（どちらかといえば女性優遇と女性優遇）は7.2%から8.9%とわずかに増えた。
【平等感は↑】

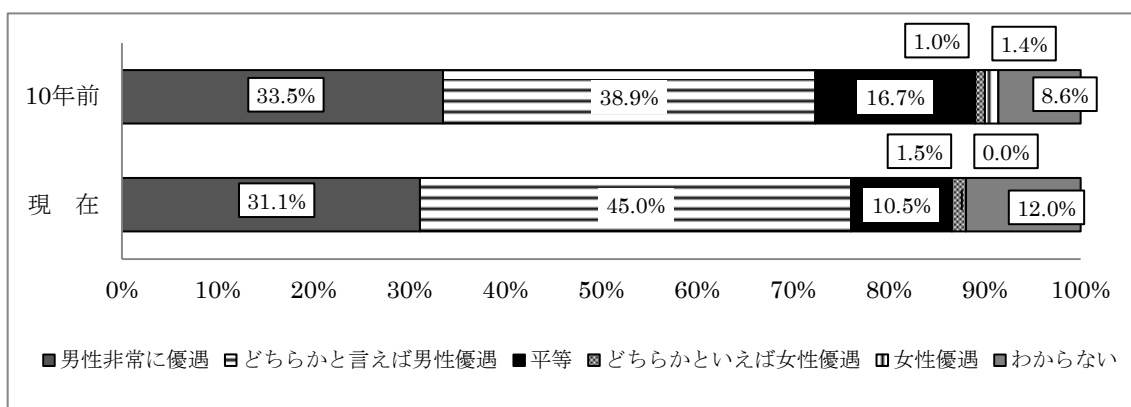
問 04(3) 男女の地位は平等だと思いますか。(学校教育)



学校教育における平等感については、10年前同様、6割が平等と答えている。

【平等感は→】

問 04(4) 男女の地位は平等だと思いますか。(政治)



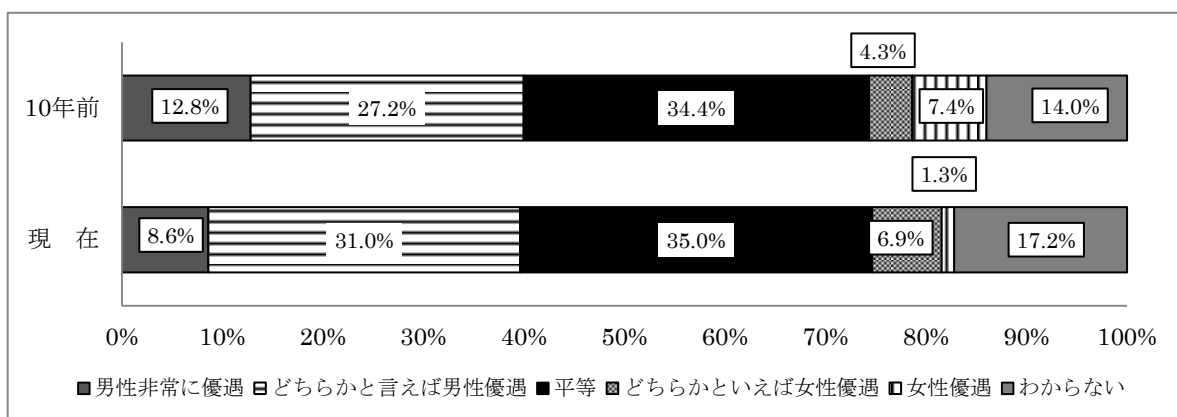
政治における平等感については、男性優遇率（男性が非常に優遇されている、どちらかと言えば男性優遇）は72.4%から76.1%に増加しさらに男性優遇が3.7ポイント増加している。

「平等」と答えた人は16.7%から10.5%になり6.2ポイント平等感が減少した。

今回のアンケートで「女性が優遇」と答えた人は0だった。

【平等感は↓】

問 04(5) 男女の地位は平等だと思いますか。(法律や制度)

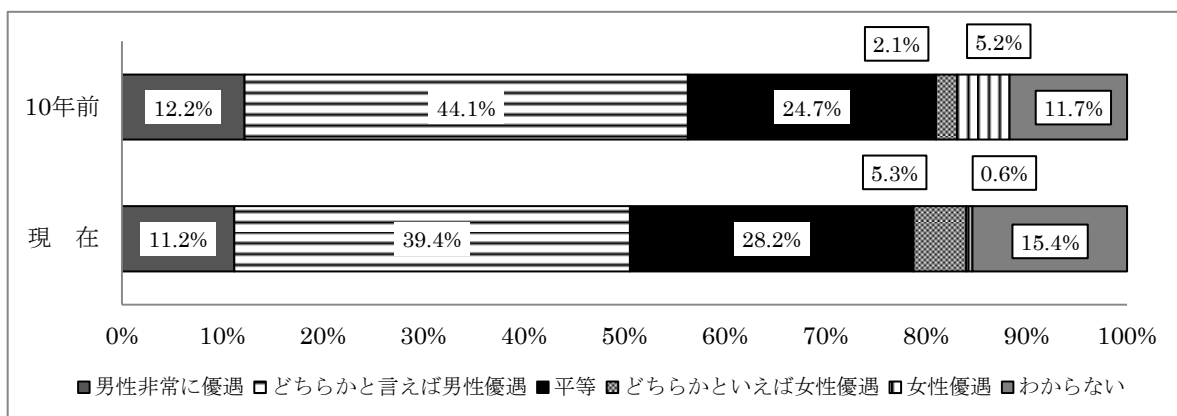


法律や制度における平等感については、「男性が非常に優遇されている」と答えた人が、12.8%から8.6%に減少したが「どちらかと言えば男性優遇」と答えた人が27.2%から31.0%に増加した。

「平等」と答えた人は34.4%と35.0%でほぼ同率だった。

「どちらかといえば女性優遇」と答えた人は4.3%から6.9%に増加したが、「女性優遇」と答えている人は7.4%から1.3%に減少した。**【平等感は一→】**

問 04(6) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会活動)

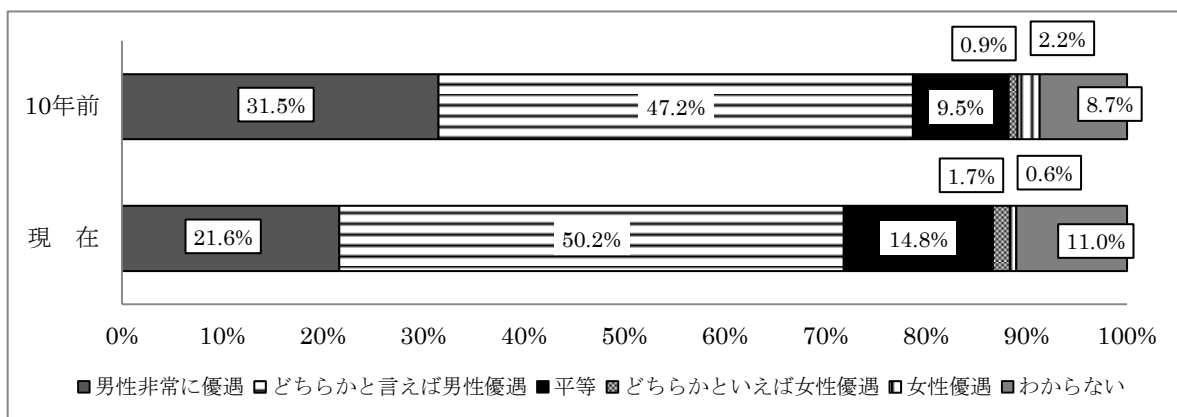


社会活動における平等感については、男性優遇率（男性が非常に優遇されている、どちらかと言えば男性優遇）が56.3%から50.6%と減少した。

「平等」と答えた人は24.7%から28.2%に増加した。

「どちらかといえば女性優遇」と答えた人は2.1%から5.3%に増加したが、「女性優遇」と答えている人は5.2%から0.6%に減少した。**【平等感は一↑】**

問 04(7) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会通念、しきたりや慣習)

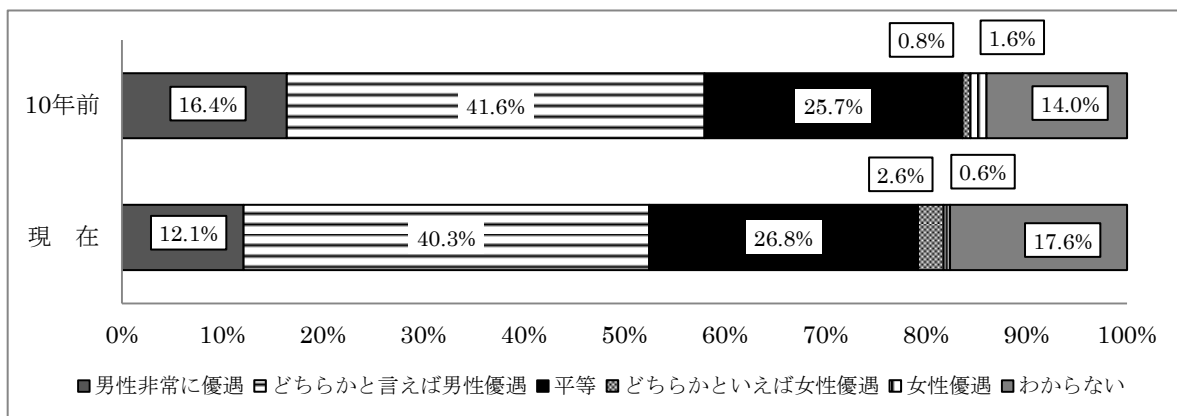


社会通念、しきたりや慣習における平等感については、「男性が非常に優遇されている」と答えた人が、31.5%から21.6%に減少したが「どちらかと言えば男性優遇」と答えた人が47.2%から50.2%に増加した。

「平等」と答えた人は9.5%から14.8%に増加した。

「どちらかと言えば女性優遇」と答えた人は0.9%から1.7%に増加したが、「女性優遇」と答えている人は2.2%から0.6%に減少した。
【平等感は↑】

問 04(8) 男女の地位は平等だと思いますか。(県や市町村の行政の場)

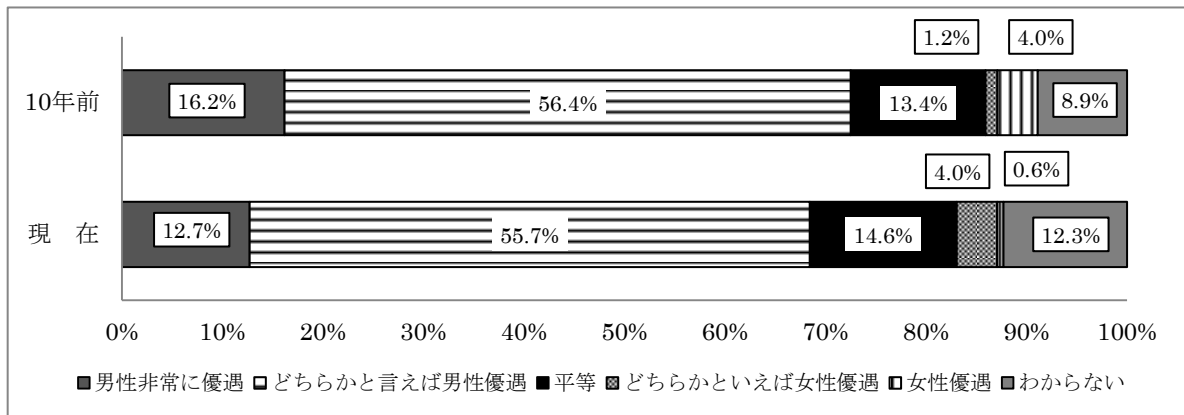


県や市町村の行政の場における平等感については、男性優遇率（男性が非常に優遇されている、どちらかと言えば男性優遇）は58.0%から52.4%に減少した。

「平等」と答えた人は25.7%から26.8%になりわずかに平等感が増加した。

「どちらかと言えば女性優遇」と答えた人は0.8%から2.6%に増加したが、「女性優遇」と答えている人は1.6%から0.6%に減少した。
【平等感は↑】

問 04(9) 男女の地位は平等だと思いますか。(社会全体)



社会全体における平等感については、男性優遇率（男性が非常に優遇されている、どちらかといえば男性優遇）が72.6%から68.4%に減少した。

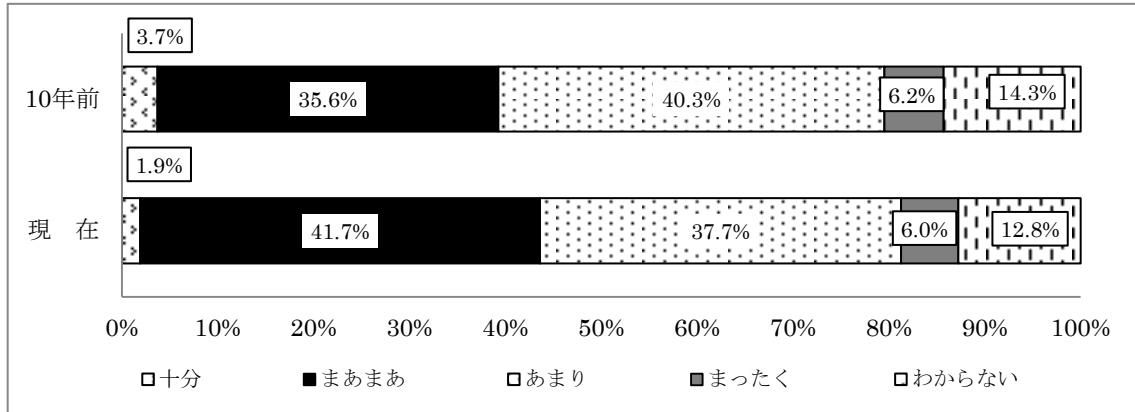
「平等」と答えた人は13.4%から14.6%にわずかに増加した。

「どちらかといえば女性優遇」と答えた人は1.2%から4.0%に増加したが、「女性優遇」と答えている人は4.0%から0.6%に減少した。

【平等感は↑】

女性の意見反映について

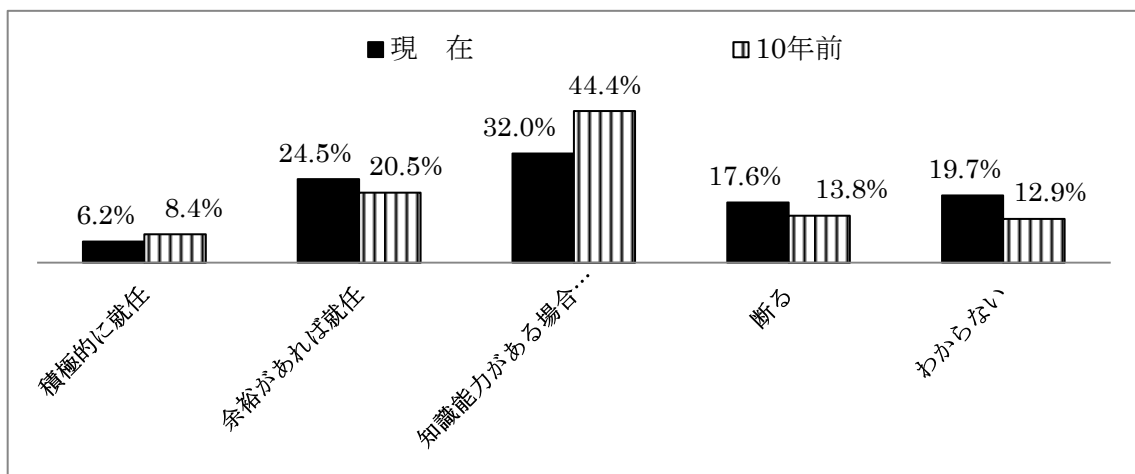
問 05 あなたは女性の意見が政治や行政に反映されていると思いますか。



「女性の意見が政治や行政に反映されているか」の質問については、「十分反映されている」と答えた人が3.7%から1.9%に減少したが、「まあまあ反映されている」と答えた人が35.6%から41.7%に増加した。

「あまり反映されていない」と「まったく反映されていない」についても、それぞれに2.6ポイント、0.2ポイントとわずかに減少している。

問 06 もしあなた(男性の場合は、妻など身近な人)が県や市町村から審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうしますか。



「審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうしますか」の質問には10年前と比較すると、「積極的に就任」は2.2ポイントの減、「余裕があれば就任する」は4ポイントの増、「知識能力がある分野なら就任する」は12.4ポイントの減、「断る」は3.8ポイントの増、「わからない」は6.8ポイントの増だった。

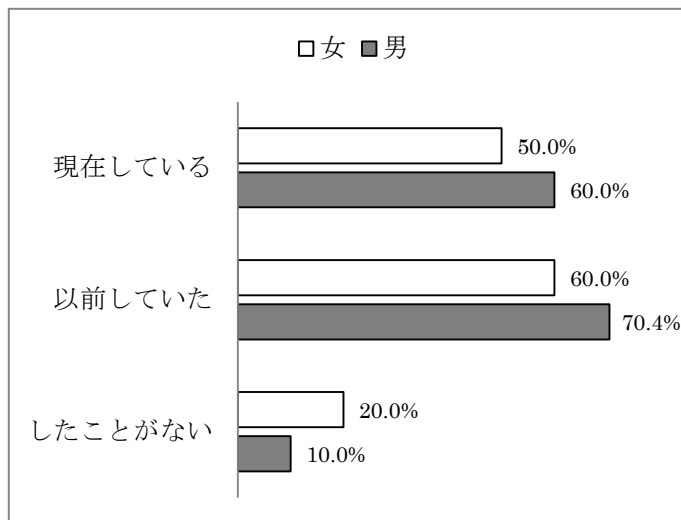
就労について

問 07 あなたは収入のある仕事をしていますか。

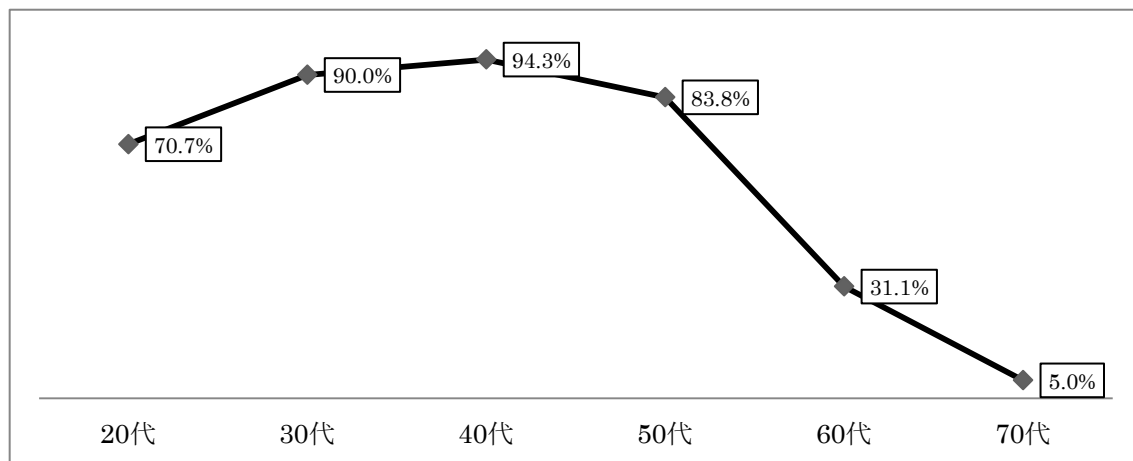
「収入のある仕事をしている」の質問では、「現在している」と答えたのは女性 50%男性 60%で大きく差はなかった。

「以前していた」と答えた人も女性 60%男性 70.4%で大きく差はなかった。

「したことがない」と答えた男性は女性の半分の割合だった。

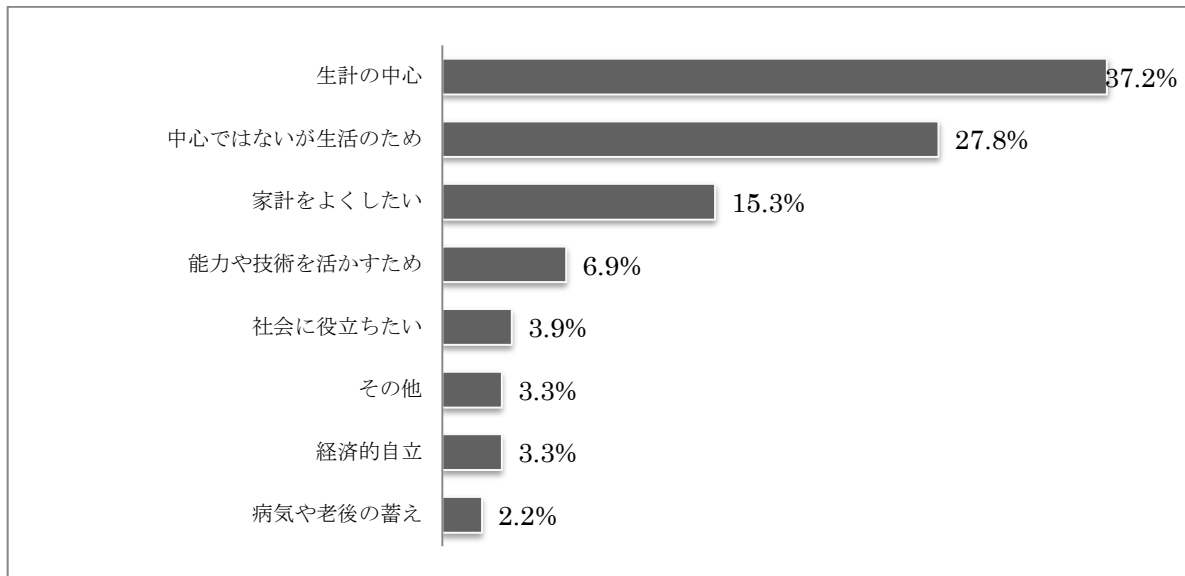


「収入のある仕事をしている」と答えた女性の年代別グラフ



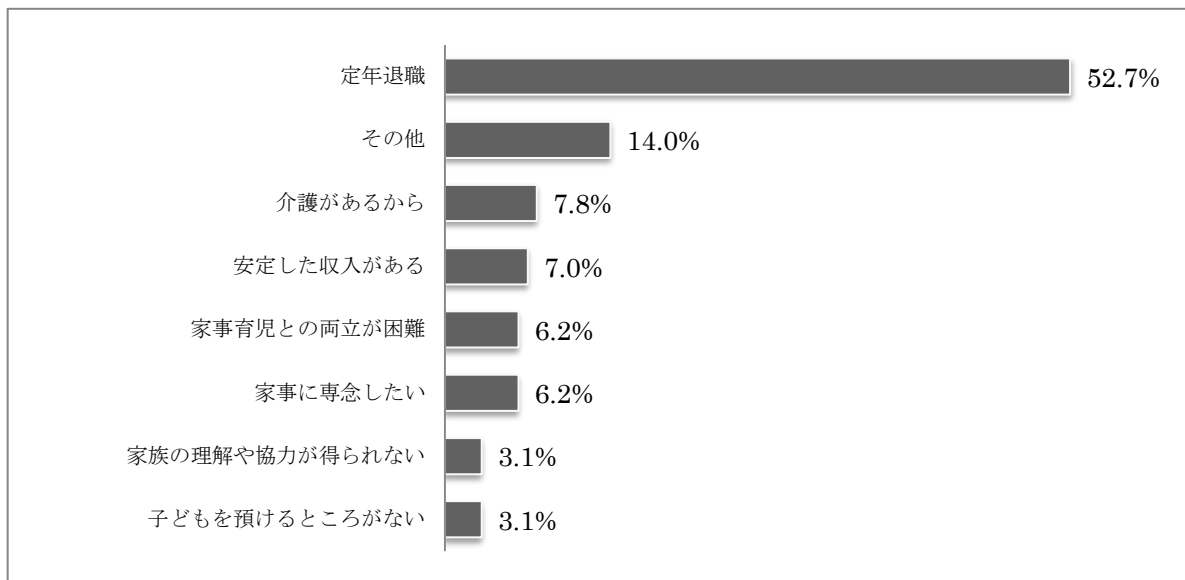
「収入のある仕事をしている」と答えた女性の年代別では、40代が最も多く、次に30代が多い。

問 08 あなたが働いている主な理由をうかがいます。



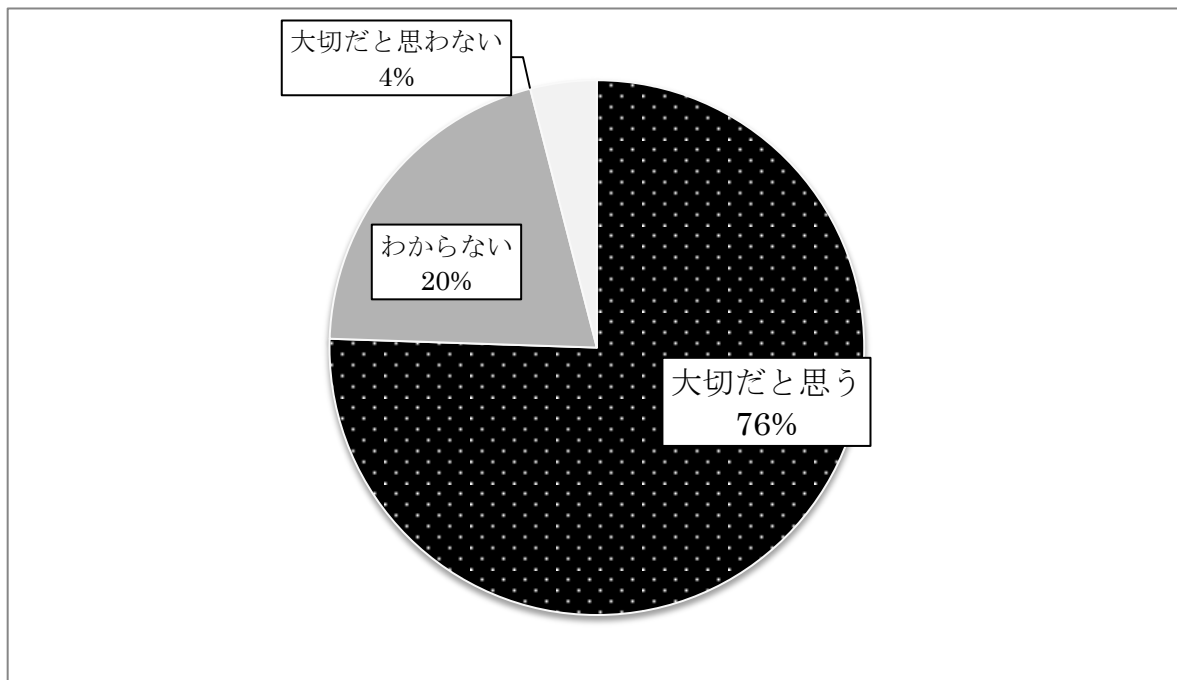
働いている主な理由は、「生計の中心」が最も多く 37.2%、ついで「中心ではないが生活のため」が 27.8%であり、半数以上の人が生活のために働いている。

問 09 あなたが現在、仕事をしていない主な理由をうかがいます。



現在、仕事をしていない主な理由は、「定年退職」が最も多く、半数以上である。次には、「介護」「家事育児の両立」など家庭の都合を理由としている。

問 10 男女共同参画社会の実現は、あなたの生活や社会にとって大切なことだと思いますか。



男女共同参画社会の実現は大切なことかの質問では、約8割が「大切だと思う」と答えた。

問 11 男女共同参画について御意見等ありましたらお書きください。

- ・講演会をしてほしい。
- ・男は男らしく、女は女らしくという部分を残しつつ、男女共同参画を広めてほしい。
- ・家庭においては、お互いの能力や知識を理解して思いやることが大切だと思う。
- ・実現できる方向は望ましいが核家族が多い中で子育てを受け入れる環境が前進していない中、無理だと思う。
- ・女性の方も頑張ってもらいたい。
- ・これから国の方針で女性の活躍を期待したい。
- ・男女平等を意識しすぎないことが大切かと思う。
- ・出生率が低いので、もう少し女性に対して考えなければならない。
- ・それぞれの役割を間違えないように進めてほしい。
- ・社会・地域で女性が積極的に参加すれば平等になる。
- ・大人になってから意識をかえるのは大変なので、幼少期からの教育が大切と思う。
- ・男女共同参画は大切だし、良くなってほしい。
- ・職場などは男女平等にはなっているが、家庭においてはまだまだの所がある。
- ・定年退職後も女性が活躍できることはたくさんあると思うのでもっともっと女性を必要としてほしい。
- ・女性が社会に出るためには男性の家庭での協力が必要。
- ・男だから、女のくせにという差別意識は年配者が多いように思う。
- ・これから意識を変えるのは難しい年代であるが、高齢者だからこそ性差による差別でなくひとりの人間として尊ばれる社会になってほしい。
- ・現在の社会制度では共同参画社会というのは実現していないと思う。
- ・まず家庭内で不可能であり女性の役割は昔より改善されていない。
- ・女性を低給与で働かせるのは、女性を甘くみている。
- ・本当の意味での共同参画になってほしい。
- ・知識や能力がある方は男女共同参画すべきだと思う。
- ・老若男女問わずに能力を発揮できる社会は今後、必要不可欠だと思う。
- ・適切な役割分担のもと、協働するような形の参画を「共同参画」と捉えている。
- ・何をもって共同とするのか、平等とはまた違うような気がする。
- ・若い年齢の方は男女平等という意識があるが 50 代位以降の方への周知や意識づけが大切。
- ・職場や地域での研修会があれば、また意識改革につながり生活しやすい環境になるのではないかな。
- ・男でないと出来ない事、女でないと出来ない事もあるので、そのところの特性を生

かせるような社会になってほしいと思う。

- ・現実にはその意識や考え方が浸透していないと思う。
- ・どうすればそういった意識を変えられるのか一緒に考えてほしい。
- ・男女共同参画は当然のこと、一日も早く、男女共同参画という言葉がなくなること願っている。
- ・女性の社会進出ばかり考えないで、子育ては母親ができる事が望ましいと考える「母親が産み育てる」「家族を守ることが必要」その中でも男女共同参画はできると思う。
- ・男女共同参画という文字を見て自身のライフスタイルの中で考えると具体的に何が行われているのかイメージ出来るものが今現在無い。
- ・一番大切なことは男か女かということよりも各個人が自分達にとって一番良い選択ができることだと思う。
- ・時代に合わせたライフスタイル、地域の伝統文化などを全て加味してその中で住民が選択しやすい環境を整えてほしい。
- ・男女共同参画とは「あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され」となっているが、男女では性別によって肉体的、精神的に差異がある。
- ・分け隔てなく参加というのではなく、性別の長所特徴をいかしていくことも重要。
- ・議員は高齢の方が多く、若者や子育て世代の意見が議会に反映できていないと思う。
- ・幅広い世代の意見を集め実現検証していくシステムを構築することも大切。
- ・一部の女性を保護するような制度が過剰すぎるところがあるが女性を社会的にも経済的にも救うことは大切。
- ・所得税の配偶者控除があるので仕事にも限界がある。
- ・結婚した女性が仕事で活躍するのは難しい。
- ・結局は「女が家事育児」という概念を男の人がなくしないと女の人の負担が増えるだけで進まない。
- ・男女平等と言っても男性優位が根強い日本で意識を改革するのは大変難しい。
- ・「参画」とはどのような意味なのでしょう。
- ・いつの時代でも影で泣いているのは女性のような気がしてならない。
- ・アンケートより人が集まるところで直接意見を聞いた方がよいのではないかな。
- ・具体的にどうしていくという明確さが全く無いので意見できない。
- ・男女というフレーズも大切だが、出産を経験して子育てをしている女性が気軽に仕事出来る職場などを整えてほしい。
- ・「男女共同参画」とはどういうことなのか理解できない。
- ・「平等」とは何をもって言えるのか理解できない。
- ・昔の人達の考え方が変わらない限り絶対に何をしていても石川は変わらない。
- ・男女共同参画の姿は望ましいがまだまだ世の中は認めてくれないのが現状。
- ・もっと女性、特に子育てしている母親の声を聞いてほしい。

- ・男女平等と言いながら家庭・社会環境で多々差異を実感させられている。
- ・全世代、社会での教育と環境整備が浸透しなければ男女共同参画は名目で終わってしまう。
- ・教育、環境整備が整って初めて一般女性が積極的にアクションできると思う。
- ・共同作業、自ら進んで参加している。
- ・どんどんそういう場を作ってほしい。
- ・何を言っても無理だと思う。
- ・今の社会がそうなのか、悪い所ばかり見つけて「出る杭は打たれる」。
- ・今でも男女平等が最善とは思わない。
- ・平等は今ところ難しいと思うけど少しでも男女という意識がなくなっていけば。
- ・昔から日本は男尊女卑の世界ではあったが、女性大臣登用や役職登用が多くなってきたがまだまだ。
- ・産前産後休暇の後、前の仕事を外され現場に回された女性を知っている。
- ・これからは女性の権利を守る政策をさらに充実してほしい。
- ・母性として子の未来を伝えたい。
- ・高齢になると、男女の体力が逆転し、男性が内向的になるのが問題。
- ・成長戦略の目玉の女性進出活躍は将来に期待大。
- ・これからの世の中、女性が活躍しやすいよう環境整備等そして男性の意識と社会のシステムが大きく変化しない限り根本的な解決は難しいことと思うが、その方向に前進してほしい。
- ・社会全体で男性の方が優遇されていないように思われる。
- ・男女平等になるよう努力すべき。

2. 石川町男女共同参画ワークショップでの意向調査

男女共同参画の現状を把握するためのワークショップを開催して、町民の皆さんと共に目指す姿を考えました。

いしかわ男女共同参画ワークショップ

第一回	平成26年8月21日（木）	18:30～21:00
第二回	平成26年9月4日（木）	18:30～21:00
会 場	石川町保健センター 会議室（2階）	
進行役	白河市東庁舎地域振興課長 星野 雅子 氏	
参加者	20歳以上の町民 のべ39名	



○第一回課題 「石川町の男女共同参画の現状」

(テーマ)

家庭・職場・学校・教育・地域・社会・その他のキーワード毎に石川町（自分の周り）の現状を話し合う

1. 石川町が目指してきた男女共同参画社会を確認
2. 様々な出来事を「男女共同参画」の観点から整理
3. グループ毎に「男女共同参画」について感じたことを発表

話し合いから見てきた石川町の現状は・・・

地域の決め事は
男性が中心

男女というより
人間性の教育が大切

高年齢男性の意識に
自分主体が目立つ

役員や管理職の割合は
男性が多い

男性が
家事育児をするようになったが、
家の事は女性という考えがある

共働きが増えた

育児・介護休暇が
取れるようになった

改善されていると思う部分は・・・

家事や育児を
手伝う男性が
増えてきた

女性の役割が
増えてきた



学校教育では
男女差別が
なくなってきた

教職員は
女性の管理職が
増えてきた

男女関係なく
職場の制度が整ってきた

改善されていないと思う部分は・・・

年代によって男女平等の理解に
差がある

家庭の事は
女性の役割という意識が
強い

人権意識の教育が
足りない

リーダーは
男性の役割という考えがある

セクハラがある

女性に対しての
評価が低い

育児・介護休暇など
利用できていない

性別により
限定されているものがある

社会的弱者への理解が
進んでいない

女性の活躍できる場が
限定的

地域の交流の場に
男性の参加が少ない

給料や役職で
男女格差がある



○第二回課題 「石川町の男女共同参画の目指す姿」

(テーマ)

第一回で話し合った石川町（自分の周り）の現状から目指す姿を考える

1. 「男女共同参画」が推進されていない原因を考える
2. どうしたら改善できるか話し合う
3. 目指す姿のために今後必要な具体的事業について話し合う

どうして改善されないのか・・・

- ・昔からの考え方が今もある
- ・暗黙の了解や慣例が根強くある
- ・いろいろな立場への理解や知識が少ない
- ・女性の参画意欲が低い
- ・男性は女性を選ぶ勇気がない
- ・育った時代や環境での意識や理解が異なる
- ・男女共同参画を理解する場が少ない



目指す姿のために今後必要な具体的事業は・・・

- 定期的な講演会や研修会
- 各地域・地区別に話し合いの場や学べる場を設ける
- 企業トップへの講演会や研修会
- 学校や地域社会での理解教育や人権尊重の充実を図る
- 町職員研修
- 働きたい女性のニーズ調査
- 女性のキャリアアップ講座の開設
- 子育てサポートの充実
- 出産時のお父さん手帳の活用
- 男性の育児休暇に特別手当支給
- 育児休暇取得を推進している企業を広報で取り上げる
- 放課後児童クラブの拡充
- 若い人が住みたいと思う町づくり

ワークショップから見てきたこと

男女共同参画社会の実現のためには、意識改革の啓発や制度の普及、講演会や研修会の開催、男女共同参画への具体的な支援が必要だということがわかりました。

これらを推進することで、男女共同参画の趣旨が理解され、家庭や地域活動、職場において自主的な取り組みが行われると期待されます。



男女共同参画社会づくり

ワークショップ（WS）参加者の感想

- ・子育てサポートを充実することにより少子化対策にもなると思いました。
- ・個人では世界が限られてしまうので、社会全体の環境づくりは大切だと改めて感じました。
- ・男は外、女は中という概念はなかなか無くならないのだと感じました。
- ・男女共同参画というのがピンとこなかったが参加させて貰っていろんな人と問題点などを話し合うことができて、そもそもこれが男女共同参画なんじゃないかと思いました。
- ・これが小さい集まりから多方面に広がっていったらいいなと思いました。
- ・多方面の方と意見交換ができました。
- ・ひとつでも反映できたら良いと思いました。
- ・意識を持たない人をどう変えるかということを考えていました。
- ・話し合いの中で、自分は、やらされているという意識だったことに気付きました。
- ・いろいろな立場や年代の方と話が来て、ほんとうに有意義な時間が持てました。
- ・自分自身を見つめることも出来たので、たいへんありがたい時間を持てました。
- ・ほんとうに理解するには、教育とか研修とか設けないと難しいのではないかと思いました。
- ・WSでいろいろな立場の方のお話が聞けて良かったと思います。
- ・町で行っているサービスを私達町民も分からないことが多いのではないかと思いました。
- ・相手を思いやる意識がお互いを高めていけるのではないかと思いました。
- ・1回目参加できなかったのがほんとうに悔しいです。
- ・とても楽しいWSに参加させてもらいました。
- ・1回目参加した後、生活の中でいろいろ考えることがあって、意識を持って生活することが大切だと改めて感じました。
- ・今回の意見を無駄にしないで、計画に活用してもらいたいと思いました。
- ・皆さんから色々な意見を聞けてとても良かったです。
- ・相手を思いやる気持ちは人間関係の根本的なものですが、大切だと思いました。
- ・人それぞれ考え方は違うので正解というのはないテーマだと思いました。
- ・意識改革は誰かを変えていくのではなく、自分を変えていかないと出来ないと再確認しました。
- ・身近なところで、こういうことを伝達できればなと思いました。
- ・参加する前は難しい会議なのかなと不安でしたが、とても話しやすい雰囲気でした。
- ・男女共同参画社会は住みやすい町づくりに繋がっていくということを知りました。
- ・問題に対してグループで話し合っていくことが、非常に効果があるということを知りました。
- ・ポストイットに自分の思っていることを凝縮して書くのですが、自分で思っていること

が相手の取り方によっては違う意味になってしまうので、言葉の表現の仕方とかどうしたら解りやすく言えるのかなということに気がしました。

- ・解りやすく伝えられたら、もっと話は進むのかなと思いました。
- ・子どもと大人、男と女、健常者と障がい者、そういう見方が大切だと思います。
- ・石川町が男女共同参画に熱心に取り組もうとしていること嬉しく思い、期待しています。
- ・学校で勉強してきたつもりでしたが、いろいろな年代や立場の人と話すことで学校では分からないことを知ることが出来て良かったです。
- ・諦めていた部分もありますが、声を発信していくことは大切だと分かりました。
- ・具体的且つ現実的な意見を聞くことが出来て、大学では学べない貴重な経験をさせて貰いました。
- ・これから社会を担う若者として、自分が発信者になればいいなと思いました。
- ・年齢に関係なく話せたのが良かったです。
- ・自分の意見も強くなったので、今自分が出来る小さなことから変えていきたいと思いました。
- ・若い世代の皆さんと意見交換をして、認識も理解も行動力もあることに気がしました。
- ・年代別の認識の差を解消していきたいと思いました。
- ・2回のWSでは時間が足りないと思いました。
- ・男は外、女は中という、1つの強い意識が多く解釈を生んで、それが複雑な問題になっているということで、怖いと思う反面、何が出来るのか考えていましたが、お互いを思いやることが大切だと気がしました。





参加者のみなさん、たくさんのご意見をありがとうございました。

第3章

プランの内容

1 基本理念

2 プランの体系と具体的内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

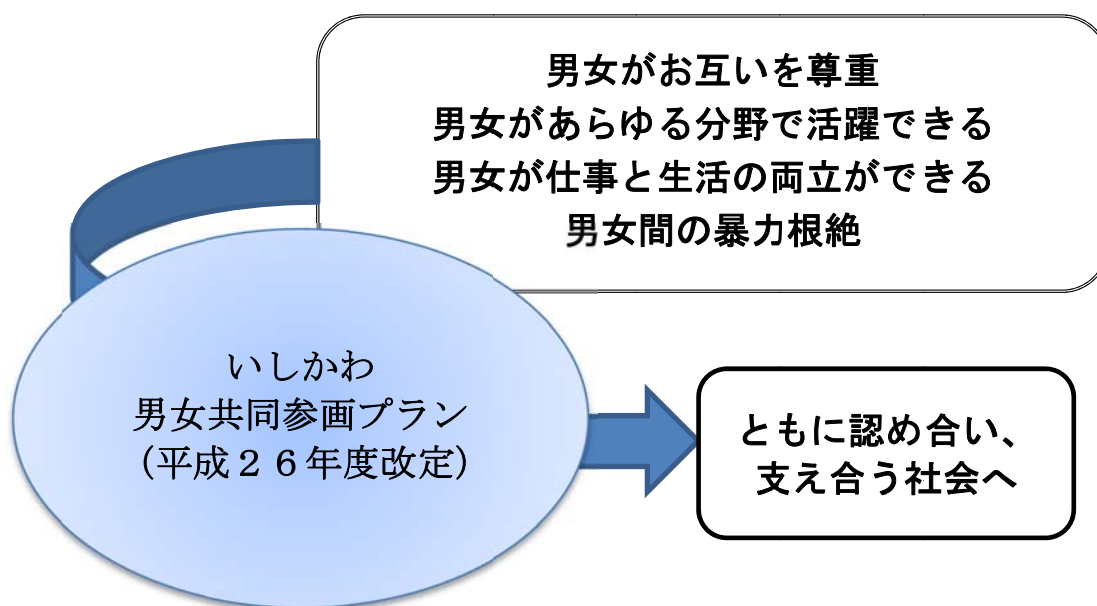
基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進

第3章 プランの内容

1. 基本理念

このプランは、石川町男女共同参画推進条例（第3条 基本理念）に基づき、男女共同参画社会の実現のため、次のような視点から策定しました。



石川町男女共同参画推進条例（第3条 基本理念）

- (1) 男女の個人としての尊重が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保されなければならない。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭における活動及び学校、職場、地域等における活動に共に参画することができるよう配慮されなければならない。
- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重し合い健康な生活が営まれるよう配慮されなければならない。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有することを考慮し、国際的な協調の下に推進されなければならない。

2. プランの体系と具体的内容

基本 目標	重 点 目 標	内 容
Ⅰ 男女共同参画への意識改革	1 自分らしく生きる	「自分らしく」を大切にしよう
	2 男女共同参画意識の啓発	①広報・HP等による男女共同参画の普及啓発 ②各団体との連携による啓発活動 ③男女共同参画の視点に立った表現の推進 ④男女共同参画に関する情報収集と提供
	3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①男女共同参画講座等の開催 ②人権尊重教育の推進 ③教育関係者や事業者対象の研修会の開催 ④地域への男女共同参画に関する学習機会の提供
Ⅱ 男女共同参画の推進	1 あらゆる分野での男女の活躍推進	①委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進 ②意思決定過程への女性参画促進 ③復興に向けての男女共同参画の推進 ④男女双方の視点に配慮した防災対策 ⑤男女共同参画社会推進状況調査と公表
	2 ワークライフバランスの推進	①安心して子育てができる環境づくりの推進 ②健康や介護・福祉等の相談事業の充実 ③介護における家族・地域での支えあい啓蒙活動 ④障がい者の理解促進及び社会参加への支援 ⑤労働条件改善のための法制度の周知徹底
	3 男女間の暴力根絶の推進	①広報・HP・学習会等による暴力根絶の啓発 ②被害相談窓口の充実と支援
Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進		目標数値の設定と進行管理

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

重点目標1 自分らしく生きる

「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形づくる上での基本理念です。
人権とは性別に関わりなく、人間が人間らしく生きる権利で、憲法によって保障されています。

男女の性にとらわれることなく、一人の人間として互いの個性を尊重する意識づくりが大切です。

町民の取組み

「男だから、女だから」と決めつけるのではなく「自分らしく」を大切にしましょう。

- 自分にとって、良いと思える選択をしましょう。
- その人の選択を周りの人たちは応援してあげましょう。

男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

人権とは

人間が人間らしく生きていく権利で、すべての人が生まれながらにして持っています。互いに相手を思いやり、共に幸せに暮らせる社会を築いていきましょう。

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

重点目標2 男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに、より理解を深めることが重要です。

一人ひとりが個性と能力を十分に発揮するためには、今もなお残る、男女の不平等感や固定的な性別役割分担意識を解消しなければなりません。

そのために、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動を積極的に行います。

①広報・HP等による男女共同参画の普及啓発

様々な機会をとおして男女共同参画の視点を定着させるための広報・啓発活動に取り組み、意識の高揚を図ります。

②各団体との連携による啓発活動

地域や事業者等と連携し、男女共同参画意識の啓発活動を行います。

③男女共同参画の視点に立った表現の推進

男女の人権を尊重した表現の推進や性差別的な表現をなくすための取り組みを行います。

④男女共同参画に関する情報収集と提供

新しい情報の収集や情報提供の充実を図ります。

町民の取り組み

「男女共同参画」を理解することから始めましょう。

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識改革

重点目標3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

意識づくりのためには、男女共同参画の理念に基づく、教育や学習が必要です。

家庭・学校・地域等において、男女共同参画意識の浸透を図るため、男女平等の視点に立った学習の機会を提供します。

①男女共同参画講座等の開催

男女共同参画の視点に立った講座等を開催し意識づくりに努めます。

②人権尊重教育の推進

人権に関する教育の充実を図ります。

③教育関係者や事業者対象の研修会の開催

男女共同参画の理念が理解されるよう研修の充実を図ります。

④地域への男女共同参画に関する学習機会の提供

人権や男女共同参画について学習できる環境を整備し、意識の浸透を図るための学習機会の提供を行います。

町民の取組み

- 各種事業や講座をとおして男女共同参画の知識を深めましょう。
- 学習の機会に地域ぐるみで参加しましょう。
- 人権や労働条件について学びましょう。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

重点目標1 あらゆる分野での男女の活躍推進

男女共同参画社会の実現には、性別による固定的な役割分担意識や慣習を見直す必要があります。

また、男性も女性も同等に政策・方針決定の場に参画することが重要となります。

男女共同参画社会基本法では、「男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない」（第5条）としています。

男女があらゆる分野で共に参画することによって、多様な視点や価値観が反映され、よりよい社会を築くことができます。

お互いの意見が十分に反映されるよう働きかけ、男女の活躍を推進します。

①委員選任のあり方の見直しと女性登用の促進

あらゆる分野で男女が共に参画できる環境をつくるとともに、女性の参画を支援し、役員等への登用について積極的に推進します。

②意思決定過程への女性参画促進

女性の意見や価値観が十分に反映されるよう、意思決定過程への女性の参画を推進します。

③復興に向けての男女共同参画の推進

復興に向けた地域活動等に男女が参画できる環境づくりを推進します。

④男女双方の視点に配慮した防災対策

災害時の被災者支援について、男女双方の視点からの配慮がなされる対策を行います。

⑤男女共同参画社会推進状況調査と公表

推進状況を把握し、広報等で公表します。

町民の取組み

- 政治や町政、地域に関心を持ちましょう。
- 家庭や地域で女性の参画を支援しましょう。
- いろいろな立場の話を聞き、話し合いましょう。

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用（26.4.1 調査）

審議会等名		委員総数	内女性委員数	女性の割合（％）
1	防災会議	27	1	3.7
2	民生委員推薦会	14	2	14.3
3	国民健康保険運営協議会	9	2	22.2
4	介護認定審査会	18	10	55.6
5	交通安全対策会議	99	19	19.2
6	社会教育委員会	12	3	25.0
7	スポーツ振興審議会	10	1	10.0
8	文化財保護審議会	6	0	0.0
9	国民保護協議会	29	1	3.4
10	障害支援区分認定審査会	5	2	40.0
11	振興計画審議会	15	5	33.3
12	情報公開審査会	6	3	50.0
13	個人情報保護審査会	6	3	50.0
14	家畜貸付審査委員会	9	1	11.1
15	母畑財産区管理会	7	0	0.0
16	中谷財産区管理会	7	0	0.0
17	老人ホーム入所判定委員会	8	0	0.0
18	石川町子ども・子育て会議	15	6	40.0
19	石川町健康づくり推進協議会	14	6	42.9
20	民生児童委員協議会	55	23	41.8
21	まちなか再生委員会	17	4	23.5

審議会等の数				委員総数 (人)	内女性委員 数(人)	女性の割合 (%)
石川町で 設置している審議会	19	内女性委員の いる審議会	15	365	80	21.9
石川管内で 設置している審議会	2	内女性委員の いる審議会	2	23	12	52.2

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

重点目標2 ワークライフバランスの推進

近年では、自分らしい生き方を選択し、よりよい生活の質を求める人が増えています。

男女共同参画の実現のためには、性別に関わりなく、一人ひとりが充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方ができる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の推進が必要です。

それぞれのライフステージで多様な生き方が選択できるよう、子育てや介護、障がいなど個人を取り巻く環境への支援をさらに充実します。

① 安心して子育てができる環境づくりの推進

子育て家庭が必要とする保育サービスや放課後児童クラブの充実、児童手当や乳幼児医療費の支給などの経済的支援を行い、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

② 健康や介護・福祉等の相談事業の充実

健康や介護・福祉等、生活全般にわたる相談に応じ、自立に向けての支援を行います。

③ 介護における家族・地域での支えあい啓蒙活動

各種教室やサロン等をとおして、介護についての理解を深める啓蒙活動に努めます。

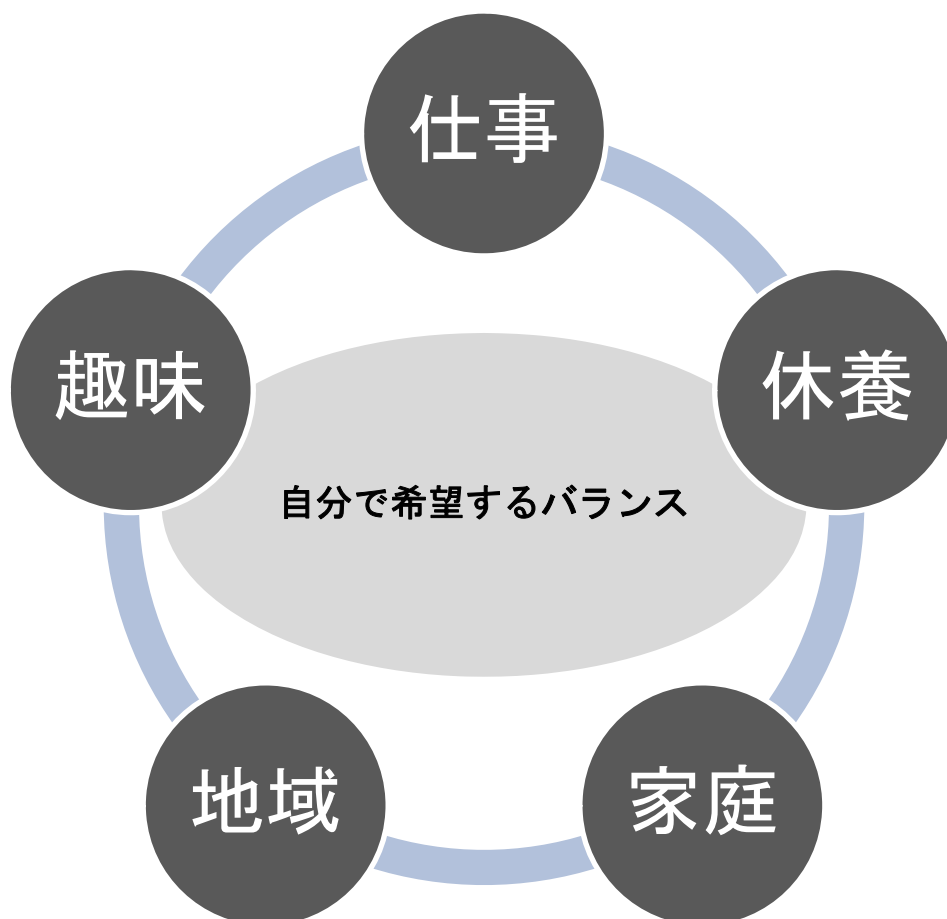
④ 障がい者の理解促進及び社会参加への支援

障がいへの正しい理解の普及を図るとともに、社会参加への支援を行います。

⑤ 労働条件改善のための法制度の周知徹底

事業者等に対し、男性も女性も安心して働き続けられる雇用環境のための法律について、周知徹底を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの実現



町民の取組み

- お互いを理解し、思いやりを持って生活しましょう。
- 地域での交流を大切にし、豊かな生活環境をつくりましょう。
- 労働に関する法律を理解しましょう。

基本目標Ⅱ 男女共同参画の推進

重点目標3 男女間の暴力根絶の推進

配偶者などからの暴力や職場や学校でのセクシュアル・ハラスメント、性暴力などは犯罪となる重大な人権侵害です。

これらの暴力は、お互いの関係を問わず、決して許されるものではありません。

男女間の暴力は男女共同参画社会にとっても大きな問題のひとつでもあります。

それぞれの人権を守るために、これらの暴力を許さない環境づくりを一層進めていきます。

①広報・HP・学習会等による暴力根絶の啓発

広報活動や学習会等をとおして正しい知識の普及啓発を図ります。

また、事業主等へも対策のための情報提供を行います。

②被害相談窓口の充実と支援

安心して相談できる体制づくりと被害者への支援を行います。

町民の取り組み

○配偶者などへの暴力は重大な人権侵害だと理解しましょう。

○ひとりで悩まず、勇気を出して相談しましょう。



基本目標Ⅲ 目標達成に向けたプランの推進

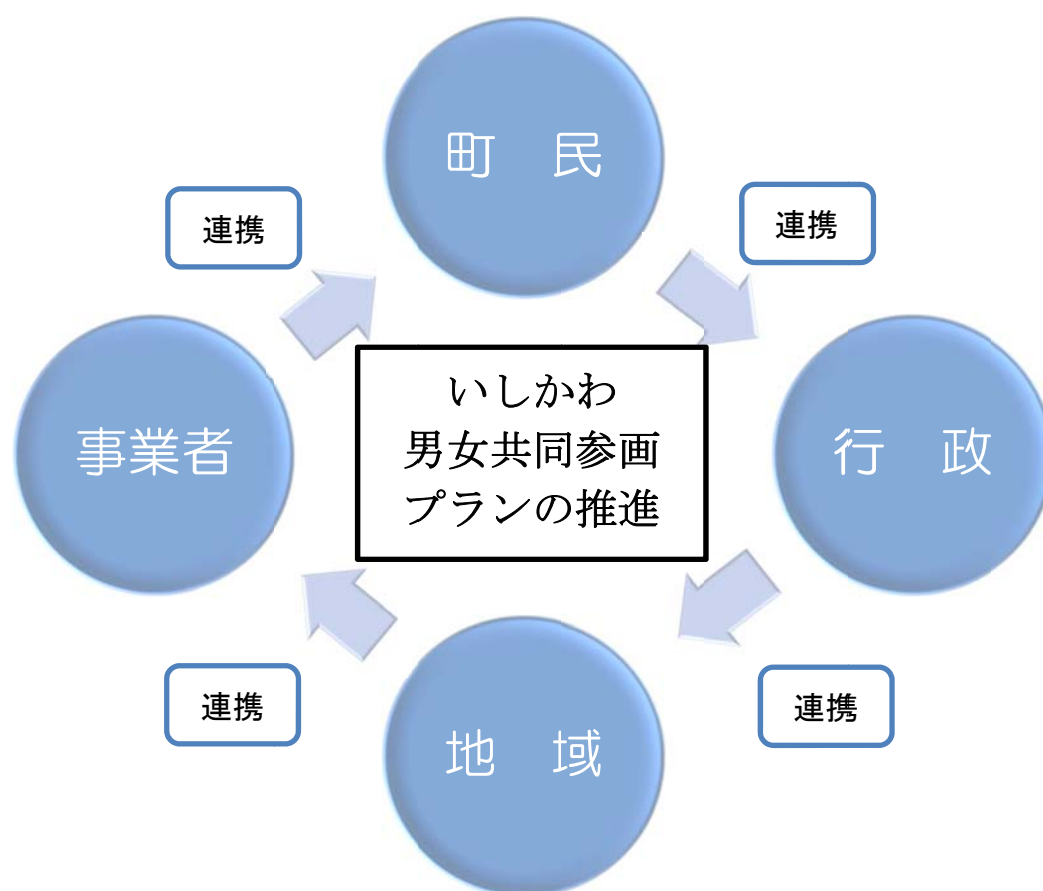
目標数値の設定と進行管理

男女共同参画社会の実現には町民や地域、事業者の協力を得ながら着実に努力していくことが重要です。

そのためには、推進組織を充実し、プランに盛り込まれている施策・事業を計画的に展開していく必要があります。

また、国・県等との連携強化や各種団体、他の自治体との情報交換も大切になります。

本計画はそれらを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて具体的な数値目標を掲げ、進行管理を行い、取り組みを進めていきます。



目 標 数 値

目 標 名	H26 年実績	H31 年目標
「男は仕事、女は家庭」に同感しない割合	45.6%	50%
「男女の地位は平等(社会全体)」と思う割合	14.6%	18%
男女共同参画社会の実現は大切だと思う割合	76.0%	80%
男女共同参画推進委員会の設置	—	設置
石川町公式ホームページへの記事掲載	—	随時
石川町公式ホームページ記事へのアクセス件数	—	月 100 件
町民を対象とした男女共同参画講演会	—	年1回
事業者等を対象とした研修会	—	年1回
男女間の暴力根絶のための研修会	—	年1回
人権尊重意識高揚のための啓発活動の充実	年1回	複数回
審議会等の女性委員の割合	21.9%	25%(+10名)
男女共同参画についての調査と公表	年1回	複数回
地域伝達料理教室の男性参加割合	0%	10%
健康づくり推進に関する講座の男性参加割合	10%	30%

前期5年間は主に意識改革について取り組みます。



第4章

資料編

- 1 男女共同参画に関するアンケート結果
- 2 石川町男女共同参画推進条例
- 3 石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則
- 4 石川町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿
- 5 男女共同参画社会基本法
- 6 男女共同参画の国内外の動き
- 7 用語解説

男女共同参画に関するアンケート結果(問02以外単位:%)

問01.あなたの性別はどちらですか。

1. 男性	47.6
2. 女性	52.4

問02.あなたの年齢はおいくつですか。(年代別回収人数)

	(男)	(女)
1. 20代	29	44
2. 30代	50	50
3. 40代	45	37
5. 50代	33	38
6. 60代	50	48
7. 70歳以上	28	42

問03.「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたの考え方をうかがいます。

1. 同感する 2. 同感しない 3. どちらともいえない 4. わからない

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	27.6	2.3	14.0	2.0	6.7	0.0	18.2	7.9	14.0	4.2	21.4	11.9
2	17.2	59.1	42.0	66.0	40.0	40.5	21.2	55.3	46.0	68.8	42.9	26.2
3	55.2	38.6	40.0	32.0	53.3	48.6	60.6	36.8	40.0	27.1	35.7	61.9
4	0.0	0.0	4.0	0.0	0.0	10.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

問04.あなたは次にあげるそれぞれの項目で、男女の地位は平等になっていると思いますか。

1. 男性の方が非常に優遇されている 2. どちらかといえば男性の方が優遇されている 3. 平等
4. どちらかといえば女性の方が優遇されている 5. 女性の方が優遇されている 6. わからない

(1)家庭生活では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	6.9	18.2	2.0	10.0	9.1	18.9	9.1	15.8	2.0	18.4	0.0	14.6
2	37.9	52.3	28.6	56.0	36.4	56.8	45.5	60.5	50.0	67.3	50.0	39.0
3	48.3	20.5	34.7	20.0	40.9	8.1	27.3	21.1	40.0	10.2	32.1	26.8
4	0.0	2.3	18.4	2.0	6.8	8.1	9.1	0.0	6.0	4.1	17.9	12.2
5	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.0	2.0	0.0	0.0	7.3
6	6.9	6.8	14.3	12.0	6.8	8.1	6.1	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0

(2)職場では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	13.8	12.2	14.9	12.0	6.8	13.9	9.1	8.6	16.7	17.8	14.8	18.4
2	44.8	41.5	46.8	46.0	38.6	30.6	48.5	25.7	56.3	64.4	37.0	36.8
3	20.7	22.0	17.0	22.0	31.8	33.3	27.3	45.7	22.9	6.7	40.7	18.4
4	6.9	9.8	2.1	6.0	15.9	11.1	0.0	8.6	2.1	4.4	0.0	5.3
5	0.0	7.3	6.4	0.0	2.3	2.8	9.1	0.0	0.0	2.2	0.0	2.6
6	13.8	7.3	12.8	14.0	4.5	8.3	6.1	11.4	2.1	4.4	7.4	18.4

(3)学校教育の場では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	6.9	0.0	0.0	2.0	2.3	5.6	0.0	2.8	0.0	6.8	3.7	7.7
2	0.0	11.9	6.4	10.0	6.8	11.1	9.1	16.7	12.8	27.3	7.4	23.1
3	72.4	66.7	44.7	62.0	70.5	58.3	72.7	44.4	68.1	54.5	74.1	41.0
4	0.0	4.8	0.0	2.0	4.5	0.0	9.1	2.8	6.4	2.3	3.7	0.0
5	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.1
6	20.7	16.7	46.8	24.0	15.9	25.0	9.1	33.3	12.8	9.1	11.1	23.1

(4)政治の場では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	20.7	26.2	29.8	38.0	34.1	47.2	21.2	36.1	20.8	38.6	11.1	40.0
2	48.3	50.0	38.3	46.0	43.2	30.6	60.6	36.1	58.3	40.9	59.3	32.5
3	17.2	9.5	10.6	8.0	9.1	5.6	9.1	8.3	16.7	9.1	22.2	5.0
4	0.0	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	2.8	0.0	2.3	3.7	7.5
5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
6	13.8	14.3	21.3	8.0	11.4	16.7	9.1	16.7	4.2	9.1	3.7	15.0

(5) 法律や制度の上では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	0.0	9.5	10.6	10.0	2.3	47.2	0.0	8.3	8.5	8.7	3.7	20.0
2	34.5	9.5	19.1	50.0	18.2	30.6	30.3	41.7	34.0	39.1	37.0	37.5
3	37.9	47.6	25.5	18.0	52.3	5.6	36.4	19.4	55.3	37.0	51.9	22.5
4	0.0	7.1	17.0	6.0	11.4	0.0	18.2	2.8	0.0	4.3	3.7	2.5
5	6.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	2.5
6	20.7	26.2	27.7	16.0	15.9	16.7	15.2	27.8	0.0	10.9	3.7	15.0

(6) 社会活動の場では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	0.0	16.7	6.4	20.0	9.1	5.6	0.0	11.1	12.5	16.3	7.4	20.0
2	17.2	33.3	27.7	30.0	25.0	47.2	57.6	41.7	54.2	48.8	55.6	40.0
3	55.2	23.8	21.3	18.0	40.9	19.4	27.3	36.1	27.1	27.9	33.3	20.0
4	0.0	2.4	10.6	4.0	11.4	8.3	9.1	5.6	4.2	2.3	3.7	0.0
5	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5
6	27.6	23.8	29.8	28.0	13.6	19.4	6.1	5.6	2.1	4.7	0.0	17.5

(7) 社会通念、しきたりや習慣では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	14.8	24.4	20.4	18.0	25.0	21.2	25.8	29.7	6.4	28.3	25.9	22.5
2	25.9	41.5	38.8	60.0	47.7	54.5	48.4	48.6	70.2	63.0	55.6	37.5
3	37.0	17.1	12.2	10.0	15.9	6.1	12.9	10.8	19.1	4.3	14.8	25.0
4	0.0	2.4	4.1	2.0	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	0.0	2.5
5	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	2.5
6	22.2	14.6	22.4	10.0	6.8	18.2	12.9	8.1	4.3	2.2	3.7	10.0

(8) 県や市町村の行政の場では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	7.4	11.9	8.2	12.0	2.3	9.4	20.7	13.5	6.4	23.4	3.7	25.0
2	25.9	26.2	20.4	54.0	36.4	46.9	37.9	48.6	53.2	51.1	51.9	30.0
3	37.0	33.3	24.5	14.0	31.8	9.4	34.5	24.3	38.3	19.1	37.0	25.0
4	0.0	2.4	6.1	0.0	9.1	9.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0
5	0.0	2.4	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0
6	29.6	23.8	38.8	20.0	20.5	25.0	6.9	13.5	2.1	4.3	3.7	20.0

(9) 社会全体では

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	0.0	19.0	10.2	20.0	9.1	9.4	6.5	18.9	4.3	19.1	7.4	20.5
2	37.0	50.0	40.8	60.0	59.1	62.5	58.1	54.1	76.6	63.8	63.0	38.5
3	40.7	16.7	10.2	6.0	15.9	3.1	16.1	5.4	17.0	10.6	25.9	20.5
4	0.0	0.0	8.2	0.0	9.1	9.4	6.5	2.7	0.0	2.1	3.7	7.7
5	7.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0
6	14.8	14.3	30.6	14.0	6.8	15.6	12.9	16.2	2.1	4.3	0.0	12.8

問05.あなたは女性の意見が政治や行政に反映されていると思いますか。

1. 十分反映されている 2. まあまあ反映されている 3. あまり反映されていない 4. まったく反映されていない
5. わからない

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.4	2.1	7.4	5.1
2	25.9	38.1	26.5	22.4	63.6	28.1	54.8	41.7	61.7	38.3	66.7	38.5
3	37.0	38.1	28.6	57.1	13.6	50.0	32.3	50.0	31.9	42.6	22.2	46.2
4	0.0	9.5	10.2	14.3	0.0	9.4	0.0	0.0	0.0	12.8	3.7	5.1
5	37.0	14.3	32.7	6.1	22.7	12.5	12.9	8.3	0.0	4.3	0.0	5.1

問06.もしあなた(男性の場合は、妻など身近な人)が県や市町村から審議会などの委員に就任してほしいと依頼されたらどうしますか。

1. 積極的に就任する(就任することを勧める) 2. 時間などに余裕があれば就任する(就任することを勧める)
3. 知識や能力がある分野なら就任する(就任することを勧める) 4. 断る(断ることを勧める) 5. わからない

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	7.4	2.4	6.1	0.0	2.3	0.0	16.1	2.8	12.8	6.7	18.5	5.1
2	7.4	14.6	20.4	20.0	27.3	16.7	38.7	44.4	23.4	33.3	29.6	17.9
3	11.1	31.7	22.4	34.0	38.6	43.3	29.0	25.0	42.6	33.3	37.0	30.8
4	22.2	22.0	26.5	22.0	13.6	30.0	6.5	19.4	8.5	11.1	3.7	23.1
5	51.9	29.3	24.5	24.0	18.2	10.0	9.7	8.3	12.8	15.6	11.1	23.1

問07.あなたは収入のある仕事をしていますか。

1. 現在している 2. 以前していたが今はしていない 3. 今までしたことがない

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	96.3	70.7	96.0	90.0	100.0	94.3	93.9	83.8	53.1	31.1	26.9	5.0
2	3.7	29.3	2.0	8.0	0.0	5.7	3.0	16.2	46.9	68.9	69.2	70.0
3	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	3.0	0.0	0.0	0.0	3.8	25.0

問08.問07で「1.現在している」を選んだ方のみお答えください。働いている主な理由を1つ選んでください。

1. 自分が生計の中心だから 2. 生計の中心ではないが、自分が働かないと生活が成り立たないから
3. 今の家計の状態をよくしたいから 4. 自分の能力・技術等を活かすため 5. 経済的に自立するため
6. 社会に役立ちたいから 7. 病気や老後の蓄えのため 8. その他

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	69.2	27.6	62.5	11.1	75.0	6.1	77.4	8.1	32.1	6.3	11.1	0.0
2	15.4	41.4	18.8	55.6	11.4	54.5	3.2	40.5	10.7	31.3	0.0	21.4
3	15.4	20.7	8.3	28.9	11.4	9.1	6.5	16.2	17.9	25.0	11.1	14.3
4	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	15.2	12.9	10.8	14.3	12.5	33.3	7.1
5	0.0	3.4	0.0	2.2	0.0	6.1	0.0	10.8	7.1	6.3	0.0	7.1
6	0.0	0.0	2.1	2.2	0.0	3.0	0.0	5.4	17.9	0.0	22.2	14.3
7	0.0	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	6.3	0.0	21.4
8	0.0	3.4	4.2	0.0	2.3	6.1	0.0	0.0	0.0	12.5	22.2	14.3

問09.問07で「2.以前していたが今はしていない」「3.今までしたことがない」を選んだ方のみお答えください。現在、仕事をしていない主な理由を1つ選んでください。

1. 家事に専念したいから 2. 自分が働かなくても安定した収入があるから 3. 子どもを預けるところがないから
4. 家族の理解や協力が得られないから 5. 家事・育児との両立が困難だから 6. 病人や親などの介護があるから
7. 定年退職したから 8. その他

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	33.3	0.0	3.2	5.9	12.5
2	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	4.3	9.7	0.0	15.6
3	0.0	18.2	50.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	0.0	0.0
4	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	50.0	16.7	4.3	0.0	0.0	3.1
5	0.0	36.4	50.0	0.0	—	50.0	0.0	16.7	0.0	3.2	0.0	0.0
6	0.0	9.1	0.0	0.0	—	0.0	50.0	16.7	4.3	9.7	0.0	9.4
7	0.0	0.0	0.0	0.0	—	0.0	0.0	0.0	78.3	67.7	76.5	46.9
8	100.0	36.4	0.0	100.0	—	50.0	0.0	16.7	4.3	6.5	17.6	12.5

(1名) (11名) (2名) (2名) (0名) (2名) (2名) (6名) (23名) (31名) (17名) (32名)

問10.男女共同参画社会の実現は、あなたの生活や社会にとって大切なことだと思いますか。

1. 大切だと思う 2. 大切だと思わない 3. わからない

	20代男性	20代女性	30代男性	30代女性	40代男性	40代女性	50代男性	50代女性	60代男性	60代女性	70以上男性	70以上女性
1	63.0	63.4	63.3	69.4	65.9	77.1	93.9	86.5	85.4	80.0	92.3	75.0
2	0.0	4.9	10.2	2.0	6.8	0.0	0.0	0.0	2.1	8.9	7.7	2.5
3	37.0	31.7	26.5	28.6	27.3	22.9	6.1	13.5	12.5	11.1	0.0	22.5

○石川町男女共同参画推進条例

平成16年 3 月31日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 男女の個人としての尊重が重んぜられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることがなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されなければならない。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識による社会の制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会を確保されなければならない。

ない。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と地域及び社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭における活動及び学校、職場、地域等における活動に共に参画することができるよう配慮されなければならない。
- (5) 生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、男女が互いの意志を尊重し合い健康な生活が営まれるよう配慮されなければならない。
- (6) 国際社会における取組みと密接な関係を有することを考慮し、国際的な協調の下に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するにあたり、国、県及び他の自治体と広域的連携を図るとともに、町民及び事業者との協働に努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画に関する理解を深めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画の体制の整備を積極的に進めるとともに、町が行う男女共同参画の推進に関する施策、調査等に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による人権侵害及び差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシャル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を侵害する行為、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為）を行ってはならない。

- 3 何人も、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女間による身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 町長は、基本計画を策定しようとするときは、町民の意見を反映するよう努めなければならない。

- 3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(広報活動)

第9条 町は、男女共同参画に関する町民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動に努めるものとする。

(教育の推進)

第10条 町は、町民があらゆる機会を通じて男女共同参画への関心と理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育学習の推進に努めるものとする。

(町民等に対する支援)

第11条 町は、町民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(町民相談等)

第12条 町は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害等に関する町民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等の連携を図るなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策等について、総合的かつ計画的に取り組むための組織の充実に努めるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第14条 町長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、石川町男女共同参画推進委員会を設置することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

○石川町男女共同参画プラン策定委員会設置規則

平成14年3月29日

規則第1号

改正 平成15年3月31日規則第2号

平成19年3月30日規則第1号

平成21年3月31日規則第6号

平成26年3月31日規則第2号

(設置)

第1条 石川町男女共同参画プラン（仮称）を策定するため、石川町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石川町男女共同参画プランの策定に関すること。
- (2) 計画策定のための関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内で組織し、副町長のほか次の各号のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 女性関係団体等の代表者
- (3) 教育関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもってあてる。
- 3 副委員長は、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会設置から計画策定完了までとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会に作業部会を置き、次の各号に掲げる事項について調査及び研究をする。

(1) 計画骨子の作成、検討及び素案の作成

(2) 計画書の原案作成

(3) その他、計画案策定に関すること。

2 作業部会は、別表に掲げるものをもって組織する。

3 作業部会は、福祉担当課長が招集し主宰する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会において協議し決定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

所 属	職 名
総務課	総務係長
地域づくり推進課	まちづくり推進係長
町民生活課	町民係長
産業振興課	農政係長 商工観光係長
教育課	学校教育係長 生涯学習係長
保健福祉課	児童福祉係長 高齢福祉係長 健康増進係長

石川町男女共同参画プラン策定委員会委員名簿

(敬称略、区分毎順不同)

氏 名	区 分
伊藤 次男	石川町副町長
吉田 和子	知識経験者
小林 典子	知識経験者
矢吹 重光	知識経験者
小池 幸子	知識経験者
高原 一紀	知識経験者
鈴木 信教	知識経験者
水野 史恵	知識経験者(福島県男女共生センター)
斎藤 早苗	知識経験者(石川町商工会女性部長)
渡辺 ひとみ	知識経験者(JAあぶくま石川農業協同組合)
小林 ヒサ	女性関係団体等の代表者(石川町婦人会連絡協議会会長)
吉田 忠夫	教育関係者(石川中学校長)

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると

ころによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両

立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同

参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るため

に必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する

支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため

に特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

男女共同参画の国内外の動き

年	日本の動き	世界の動き
1975（昭和 50 年）	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 ・「義務教育諸学校等女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護師、保育士等の育児休業に関する法律」成立（1976 年 4 月施行）	・国際婦人年・「国際婦人年世界会議」開催（第 1 回世界女性会議 メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択
1976（昭和 51 年）	・民法の一部を改正する法律の施行（離婚後も婚姻中の姓を称することができる）	・国際婦人年始まる（～1985 年） ・ILO（国際労働機関）事務局に婦人労働問題担当室を設置
1977（昭和 52 年）	・「国内行動計画」を策定 ・国内行動計画 前期重点目標決定 ・国立婦人教育会館（埼玉県嵐山町）開館	・「国連婦人の 10 年」世界会議等採択
1978（昭和 53 年）		・日中平和友好条約調印
1979（昭和 54 年）		・国際児童年・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択・東京サミット開催
1980（昭和 55 年）	・「女子差別撤廃条約」に署名	・「国連婦人の 10 年中間年世界会議」開催（第 2 回世界女性会議 コペンハーゲン） ・国連婦人の 10 年後半期行動計画プログラム採択 ・イラン・イラク戦争
1981（昭和 56 年）	・国内行動計画後期重点目標決定	・国際障害者年 ・ILO 第 156 号条約及び第 165 号勧告「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択 ・女子差別撤廃条約発効
1982（昭和 57 年）		・女子差別撤廃委員会設立
1983（昭和 58 年）	・内閣総理大臣閣議において審議会等への婦人登用促進を発言	
1984（昭和 59 年）	・国籍法、戸籍法一部改正・施行（父系血統主義から父母両系血統主義へ）	・「世界人口会議」（メキシコシティ） ・国連婦人の 10 年エスカップ地域政府間会議を東京で開催
1985（昭和 60 年）	・男女雇用機会均等法成立（1986 年 4 月施行） ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法の一部改正（第 3 号被保険者） ・家庭科教育のあり方についての改正の報告	・国際青年年 ・第 3 回世界女性会議開催（ナイロビ） ・「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）を採択
1986（昭和 61 年）	・労働基準法一部改正施行（女子保護規定の緩和等） ・機会均等調停委員会を設置 ・婦人問題企画推進有識者会議を設置 ・「男女雇用機会均等法」施行 ・高校の家庭科男女必修決定	
1987（昭和 62 年）	・西暦 2000 年に向けての「新国内行動計画」策定 ・配偶者特別控除制度創設	・国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）
1988（昭和 63 年）	・労働基準法の一部改正（労働時間短縮等）	・第 7 回女子差別撤廃委員会開催（ニューヨーク） ・日本の「女子差別撤廃条約実施状況第 1 回報告」を審議
1989（平成元年）	・「新学習指導要領」告示（技術・家庭が男女共通履修に改定、平成 5 年度から実施） ・内閣に史上初の女性閣僚 2 名入閣 ・男女雇用機会均等法施行規則等の改正	・国連総会「子どもの権利条約」採択
1990（平成 2 年）	・「西暦 2000 年に向けての全国会議」開催 ・老人福祉法の一部改正（市町村等に老人保健福祉計画の策定義務付け） ・生涯学習振興整備法成立	・国際識字年 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991（平成 3 年）	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」 ・「育児休業等に関する法律」成立（平成 4 年施行） ・公務員採用試験における女子の受験制限がなくなる	
1992（平成 4 年）	・初の「婦人問題担当大臣」誕生	
1993（平成 5 年）	・初の女性衆議院議員議長の誕生 ・パートタイム労働法制定	・国連世界人権会議開催「ウィーン宣言」 ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994（平成 6 年）	・男女共同参画審議会と男女共同参画室設置 ・男女共同参画推進本部の発足 ・「子どもの権利条約」批准・初の女性最高裁判所判事の誕生 ・男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則改正 ・高校の家庭科男女必修	・国際家族年・女子差別撤廃委員会の開催（ニューヨーク） ・国際人口・開発会議（カイロ）（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ提唱）

1995（平成 7 年）	・ILO 第 156 号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）批准 ・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第 4 回世界女性会議開催（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択 ・北京女性会議 NGO フォーラム開催
1996（平成 8 年）	・「男女共同参画 2000 年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年（西暦 2000 年）度までの国内行動計画」策定 ・「母体保護法」成立（優生保護法改正）	・子どもの商業的な性的搾取に関する世界会議開催（ストックホルム）
1997（平成 9 年）	・「男女雇用機会均等法」改正（1999 年 4 月施行） ・労働基準法的女子保護規定の廃止が決定 ・「男女共同参画審議会設置法」成立 ・「介護保険法」公布	
1998（平成 10 年）	・「中央省庁等改革基本法」成立 ・「労働基準法」一部改正 ・「改正男女雇用機会均等法」一部施行（母性健康管理関係）	
1999（平成 11 年）	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」「育児・介護休業法」全面施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行	・国際高齢者年 ・「女子差別撤廃条約選択議定書」採択
2000（平成 12 年）	・介護保険法、児童虐待防止法、ストーカー行為規制法施行 ・「男女共同参画基本計画」策定	・国連特別総会「女性 2000 年会議」開催「政治宣言」「成果文書」採択（ニューヨーク）
2001（平成 13 年）	・「男女共同参画会議」設置 ・内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 防止法）成立・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	・国際ボランティア年
2002（平成 14 年）	・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・少子化対策プラス 1 を提案 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	
2003（平成 15 年）	・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・女子差別撤廃条約実施状況第 4 回・5 回報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004（平成 16 年）	・「女性国家公務員の採用 ・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005（平成 17 年）	・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について答申 ・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第 49 回国連婦人の地位委員会（北京+10）閣僚級会合（ニューヨーク）
2006（平成 18 年）	・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007（平成 19 年）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略取りまとめ ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008（平成 20 年）	・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	
2009（平成 21 年）	・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	
2010（平成 22 年）	・APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合・第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）

	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011（平成23年）		・UN Women 正式発足
2012（平成24年）		
2013（平成25年）	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。	
2014（平成26年）	「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択

用語解説

(※五十音順)

用 語	解 説
エンパワーメント	個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力等によって役割分担をすることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。
ジェンダーフリー	生殖能力や身体的機能の違いではなく、「男らしさ、女らしさ」というような、文化や社会によって後天的につくられた性差をジェンダーといい、それらにとらわれないことを「ジェンダーフリー」という。
女子差別撤廃条約 (女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和 54(1979) 年に国際連合(国連)の第 34 回総会で採択された国際条約。社会及び家庭における男女の固定化された役割に基づく偏見や慣習の変更、あらゆる分野において男女が平等な条件で最大限に参加する必要があることなどが盛り込まれている。日本は国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの改革を行い、昭和 60(1985) 年に批准。
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。平成 19(2007) 年、政府の関係閣僚、経済界、労働界、地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、平成 22(2010) 年 6 月には、一層の取組みの決意を表明するため、政労使トップによる合意が結ばれた。
ストーカー行為	「ストーカー行為」とは、恋愛感情などの好意の感情、その感情が満たされなかったことへの怨みなどの感情を充足させる目的で、相手や相手の配偶者・親族などにつきまとい等の行為を繰り返し行うこと。ストーカー事件の多発を受け、平成 12(2000) 年「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が施行された。
セクシュアル・ハラスメント	職場や学校などで相手の意に反した性的な発言や行動を行い、周囲に不快感を与えることをいう。 職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与え、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。また、学校では、相手の意に反した性的な言動を行うことにより、学習意欲の低下や喪失を招くなど、学校生活を送る上で不利益を与え、学習環境を悪化させることをいう。
第 3 次男女共同参画基本計画	男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定した基本計画で、平成 22(2010) 年 7 月、「男女共同参画会議」の答申を踏まえ、同年 12 月 17 日閣議決定された。第 1 次計画(平成 12(2000) 年)、第 2 次計画(平成 17(2005) 年)に続く第 3 次の計画で、15 の重点分野を設定。
ダイバーシティ(ダイバーシティ社会)	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の基本的な考え方とともに、国や地方自治体と国民などそれぞれの役割と責任を定めた法律で、平成 11(1999) 年に公布・施行。

男女共同参画社会	平成 11 年 6 月施行の「男女共同参画社会基本法」では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」社会と示されている。
男女雇用機会均等法	昭和 47 年 7 月に「勤労婦人福祉法」として公布され、昭和 61 年と平成 11 年 4 月に改題施行されました。平成 11 年 4 月の改正施行により、雇用の場における募集・採用・配置・昇進などについての男女平等の確保が、従来の努力義務規定から禁止規定へと強化され、違反に対して企業名を公表できるようになった。 また、新たにポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられた。
配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。その中でも恋人同士の間で起こる暴力を「デートDV」という。
UN Women	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関。国連にある女性関連の 4 機関（女性の地位向上部（DAW）、国際女性調査訓練研修所（INSTRAW）、ジェンダー問題と女性の地位向上に関する事務総長特別顧問室（OSAGI）、国連女性開発基金（UNIFEM））を統合して設置された男女平等と女性の社会的地位強化のための国連機関。平成 23（2011）年 1 月から活動を開始。日本事務所が堺市に設置されている。



いしかわ男女共同参画プラン（平成２６年度改定）

平成２７年２月

編集・発行／石川町 保健福祉課

〒963-7893 福島県石川郡石川町字下泉 153-2

☎ 0247-26-2111

いしかわ男女共同参画プラン
(平成26年度改定)

ともに認め合い、支え合う社会へ